

令和3年12月24日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項（3件）

- (1) 草津市学校給食費徴収規則の制定について
- (2) 令和4年度草津市立認定こども園（教育認定）の園児募集結果について
- (3) 寄付の受け入れ報告について

草津市学校給食費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童および生徒の保護者（以下「保護者」という。）が納付すべき学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）および草津市学校給食センター設置条例（昭和48年草津市条例第10号）第5条に規定する学校給食費の納付方法その他学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の額および徴収月)

第2条 1月当たりの学校給食費の額は、次に定めるところによる。

- (1) 小学生 3,800円
- (2) 中学生 4,500円

2 前項の学校給食費は、8月を除き毎月徴収するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による学校給食費の額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 月の途中で転入した場合の当該月の学校給食費 転入日以降当該月において給食を喫食する回数に1食単価（第1項の学校給食費の額に11を乗じて年間給食実施予定期数で除した額（1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）をいう。以下同じ。）を乗じた額
- (2) 月の途中で転出した場合の当該月の学校給食費 転出日の前日までに当該月において給食を喫食した回数に1食単価を乗じた額

4 前項の規定による学校給食費の額は、第1項に定める学校給食費の額を上限とする。

(学校給食費の納付方法)

第3条 保護者は、前条の学校給食費を、口座振替の方法により市長が指定する期日に納付するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、市長の発行する納付書により当該期日までに納付することができる。

2 市長は、前項の期日に口座振替が不能であった場合は、その旨を保護者に通知するとともに、納付書により、市長が指定する期日までに納付するよう求めるものとする。

3 市長は、毎年度の初回の口座振替が行われる月の当初に、当該年度における毎月の口座振替の期日を保護者に通知するものとする。

(学校給食費の減額)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条に定める学校給食費の額から当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) アレルギーその他疾患等のやむを得ない事情により医師の診断等に基づき牛乳を飲用しなかったとき 牛乳単価（当該年度の牛乳1本あたりの契約単価に消費税および地方消費税相当額を加えた額（1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）をいう。以下同じ。）に、当該飲用しなかった回数を乗じた額

- (2) アレルギーその他疾患等のやむを得ない事情により医師の診断等に基づき牛乳以外の給食を喫食しなかったとき 1食単価から牛乳単価を除いた額に、当該喫食しなかった回数を乗じた額
 - (3) 病気、入院等のやむを得ない事情により月を通じて連続して5回以上給食を喫食しなかったとき 1食単価に当該喫食しなかった回数を乗じた額
 - (4) 前号に定める事由に該当し、かつ、月を通じて1回も給食を喫食しなかったとき 全額
 - (5) 中学3年生に対し教育課程修了の日以降において給食を提供しないとき 1食単価に当該提供しない回数を乗じた額
 - (6) 前5号のほか市長が必要と認めるとき 市長が決定する額
- 2 前項の規定により減額する額は、第2条に定める学校給食費の額を上限とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(過納金の還付)

第5条 前条の規定により学校給食費を減額した場合において既納の学校給食費から還付すべき額があるときは、これを保護者に還付するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、草津市立小学校に係る学校給食費の徴収については、令和4年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 この規則の規定に基づく学校給食費の徴収に関する手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(特例措置)

3 令和4年1月から同年3月までの3か月分の草津市立中学校にかかる学校給食費については、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、1月当たり4,125円とする。この場合において、第2条第3項第1号中「1食単価（第1項の学校給食費の額に11を乗じて年間給食実施予定回数で除した額（1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）をいう。以下同じ。）」とあるのは、「1食単価（275円。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

報告 2

令和4年度草津市立認定こども園(教育認定)入園状況

一次・二次申込結果(R3.11.18時点)

No.	施設名	3歳児				4歳児				5歳児			
		募集人員	申込み数	新規決定	空き状況	募集人員	申込み数	新規決定	空き状況	募集人員	申込み数	新規決定	空き状況
1	草津中央おひさまこども園	20	33	20	0	9	7	4	3	0	1	1	0
2	矢橋ふたばこども園	8	9	8	0	0	7	2	5	0	4	0	4
3	笠縫東こども園	30	33	33	0	0	17	2	2	15	0	21	1
4	志津こども園	45	28	28	17	0	24	1	1	23	0	22	0
5	山田こども園	22	14	14	8	0	6	0	0	6	0	12	0
6	玉川こども園	45	19	19	26	0	36	1	1	35	0	32	0
7	常盤こども園	20	14	14	6	0	10	1	1	9	0	5	0
8	老上こども園	45	37	36	9	0	24	1	1	23	0	22	1
9	笠縫こども園	40	17	17	23	0	22	1	1	21	0	25	0
10	矢倉こども園	20	16	16	4	0	20	9	9	11	0	17	1



※申込み数は決定日以前に取り下げ、または決定日当日に欠席した方は除外しています。
※待機登録者数は二次決定日以前に取り下げ、または決定者の辞退により入園が決定した方は除外しています。

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
ハンズフリー拡声器	10	12,100	121,000	大津市中央四丁目13-10	令和3年	市内小中学校
アルコールディスペンサー	8	5,478	43,824	(公財)日本教育公務員弘済会滋賀支部	9月~11月	
スクールタイマー	3	7,920	23,760	支部長 中村 俊英		
高圧洗浄機	3	20,900	62,700	(株)滋賀教弘		
ラミネーター	6	8,030	48,180	代表取締役 平原宗生		
コンパクト製氷機	1	17,800	17,800			
パルスオキシメーター	2	15,400	30,800			
非接触式温度計	2	11,000	22,000			
冷凍庫	1	14,080	14,080			
コードレス掃除機	1	14,850	14,850			
小計			398,994			
児童用図書 (1校当たり16冊)			1,461,460	大津市におの浜一丁目1-3 綾羽株式会社大津本社ビル内 (公財)河本文教福祉振興会 理事長 日高 勇	令和3年 11月	市内小学校
小計			1,461,460			
生徒用図書 (1校当たり18冊)			553,080	大津市におの浜一丁目1-3 綾羽株式会社大津本社ビル内 (公財)河本文教福祉振興会 理事長 日高 勇	令和3年 11月	市内中学校
小計			553,080			
薬品庫 手指消毒剤	1 5	144,500 7,500	152,000	京都市下京区烏丸通松原上る 薬師前町700 (株)京都銀行 取締役頭取 土井伸宏 (オウミ住宅(株):京銀SDGs私募債)	令和3年 10月19日	老上中学校
小計			152,000			
大型ストーブ	1	200,000	200,000	大津市浜町1番38号 (株)滋賀銀行 取締役頭取 高橋 祥二郎 (オウミ住宅(株):SDGs私募債)	令和3年 11月25日	老上中学校
小計			200,000			
合計			2,765,534			

